

光市工事技術検査実施要綱

平成16年10月4日

告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）及び工事成績の評定に関し必要な事項を定め、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上並びに建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2条 技術検査は、完成検査及び出来形検査を実施するときに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事を執行する工事担当課長が必要と認めるときは、工事の途中における技術検査（以下「中間検査」という。）を行うものとする。

(技術検査を行う者)

第3条 完成検査及び出来形検査並びに中間検査は、光市工事請負規則（平成16年光市規則第46号）第22条第2項に規定する検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）が行うものとする。

(技術検査の方法)

第4条 技術検査に必要な技術基準は、土木関係建設工事については、山口県土木工事検査技術基準に準拠し、建築関係建設工事（電気、機械及び設備を含む。）については、国土交通省共通仕様書に準拠して行うものとする。

2 検査職員は、技術検査を行うときは、当該技術検査に係る請負者、監督職員及び工事を委託した課等に属する職員の立会いの上で行わなければならない。

(工事成績の評定)

第5条 検査職員は、技術検査を完了したときは、工事成績の評定を行うものとする。

2 評定の方法等は、別に定める光市工事成績評定要領により行うものとする。

(技術検査結果等の報告)

第6条 検査職員は、技術検査及び工事成績の評定を完了したときは、その結果について契約担当者に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成16年10月4日から施行する。